

2019 年度事業計画

社会福祉法人 岡崎市福祉事業団

目 次

I 法人運営

1. 実施事業	1
2. 理事会・評議員会の開催予定	1
3. 研修計画	2
4. 地域における公益的な取り組み	2
5. 重点取組事項	2

II 施設サービス課

<社会福祉事業>

1. 老人福祉センター	4
2. デイサービスほほえみ（通所介護）	6
3. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）	9
4. ヘルパーステーション岡福（訪問介護、障がい居宅介護、障がい重度訪問介護、 産前産後ホームヘルプサービス）	11
5. 養護老人ホーム	13

<公益事業>

6. 居宅介護支援事業所	14
7. 地域包括支援センター	16
8. 要介護認定調査事業	17
9. 法人後見事業	18
10. 福祉人材育成事業	19
11. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）	20

III 福祉の村

<社会福祉事業>

1. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）	21
2. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）	23
3. そだちの家（生活介護）	25
4. にじの家（生活介護、日中一時支援）	27
5. みのかの家（短期入所、日中一時支援）	29
6. 友愛の家（地域活動支援センター）	30
7. 福祉の村相談支援事業所	31
8. こども発達支援センター（児童発達支援センター、日中一時支援、保育所等訪 問支援、相談支援）	32
9. 放課後等デイサービスあずき	35
10. こども支援センターみどり（児童発達支援、放課後等デイサービス）	36

<公益事業>

11. こども発達センター等管理事業	37
--------------------	----

I 法人運営

1. 実施事業

(1) 指定管理事業

- ・岡崎市総合老人福祉センター及び岡崎市美合高齢者生きがいセンター
- ・岡崎市地域福祉センター（中央、北部、南部、西部、東部）
- ・岡崎市福祉の村（希望の家、のぞみの家、そだちの家、にじの家、みのりの家）
- ・岡崎市こども発達センターこども発達支援センター

(2) 受託事業

- ・地域包括支援センター（高年者、ふじ、中央、北部、南部、西部、東部）
- ・要介護認定調査
- ・産前産後ホームヘルプサービス事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・福祉の村友愛の家
- ・障がい支援区分認定調査

(3) 自主事業

- ・訪問介護事業（ヘルパーステーション岡福）
- ・法人後見事業
- ・福祉人材育成事業
- ・住宅型有料老人ホーム（年金者住宅ゆとりの里）
- ・日中一時支援事業（にじの家、みのりの家）
- ・相談支援事業所（福祉の村）
- ・児童発達支援（みどり） ※2019年6月開所予定
- ・放課後等デイサービス（あずき、みどり） ※みどりは2019年6月開所予定

2. 理事会・評議員会の開催予定

開催予定年月	議案等	
2019年6月	理事会	2018年度事業報告 2018年度決算報告及び承認 (報告) 理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況
2019年6月	評議員会	2018年度事業報告 2018年度決算報告及び承認 理事及び監事の選任
2019年6月	理事会	理事長及び業務執行理事の選定
2019年11月	理事会	(報告) 理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行状況
2020年3月	理事会	指定管理業務に関する年度協定の締結 2020年度事業計画 2020年度資金収支予算
2020年3月	評議員会	(報告) 2020年度事業計画 (報告) 2020年度資金収支予算

3. 研修計画

対象者	研修内容
管理職員	・管理職員研修 ・人事評価研修（期初、評価前） ・苦情解決責任者研修
中堅職員	・指導力育成研修 ・説明・説得技術向上研修
新規採用職員	・組織の概要、就業規則等の説明、仕事に関する心構え等 ・施設見学 ・接遇マナー ・1年の振り返り
その他	・ビジネスマナー研修 ・苦情受付初期対応研修 ・送迎車両運転実技講習会（4回）

4. 地域における公益的な取り組み

- ・介護サービス利用料の軽減措置
- ・地域交流のための行事、各種講座の実施
- ・介護職員初任者研修の実施
- ・街頭監視活動及び清掃活動の実施
- ・福祉避難所協定の締結
- ・法人後見事業
- ・支援団体への地域福祉活動助成金の実施
- ・介護知識、技術を伝える講習会の開催及び講師の派遣

5. 重点取組事項

（1）福祉の村施設譲渡に向けての準備

施設譲渡（2021年4月予定）に向けて、譲渡内容や今後の運営等について検討、協議する。

項目	計画
運営費支援についての協議	2019年7月頃
福祉の村施設運営方針の決定	2019年7月頃

(2) 働きやすい環境づくりの推進

職員にとって「働きやすい職場」「働きがいのある職場」をつくり、職員の離職率を減らし、雇用創出を図る施策を推進する。

項目	計画
職場環境アンケートの実施	年1回
就業規則の改正	随時

(3) 地域へ向けた情報発信

ホームページ（最新ニュース等を随時公開）や広報紙等により、積極的に情報を発信する。

項目	計画
ホームページ更新	随時
広報紙発行	年1回

Ⅱ 施設サービス課

＜社会福祉事業＞

1. 老人福祉センター

(1) 事業の概要

市内にお住まいの 60 歳以上のかたを対象に、教養講座や生涯学習講座などを企画・開催し、地域の高齢者の健康の増進、教養の向上を図る。また、趣味の活動やレクリエーションを行う場として施設を提供するとともに、健康に関することなど、各種相談に応じる。

(2) 利用計画

延べ利用者数（人）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
高年者老人福祉センター	116,763	114,700	114,760	115,900
中央地域老人福祉センター	42,813	44,981	46,131	46,500
北部地域老人福祉センター	32,972	32,974	32,500	33,000
南部地域老人福祉センター	34,699	35,093	35,373	35,700
西部地域老人福祉センター	35,548	36,762	36,198	36,700
東部地域老人福祉センター	31,623	32,304	33,346	34,700

(3) 利用計画に対する取り組み

夏まつりやコンサート、サロン等、活動内容の情報発信を積極的に行う。また、地域に出向いてニーズを収集し、地域ごとの特色を生かした事業運営を行う。各館で企画する催し物の工夫や、ロビーなどの空間を活かした介護予防運動の推奨など、利用者満足度を意識した居心地の良い空間を提供する。

(4) 重点取組事項

ア. 地域福祉活動の推進

高齢者の健康増進・介護予防・社会参加などの情報交換の場として『高齢者の活動の場づくり』を推進する。また、世代を超えた交流や活動の場を提供する。

項目		計画
全地域	施設ロビーの活用（岡崎ごまんぞく体操等）	年 3 回以上
全地域	多世代交流イベントの開催（児童等による演奏や発表会の開催、子ども開放日の実施）	年 3 回以上
全地域	サロン等の開催	年 6 回以上

イ. 地域コミュニティーの構築

情報発信を目的とした地域活動への参加を進める。また、利用者との意見交換の場として運営懇談会を開催し、地域に開かれた運営を行う。岡崎市内にある、地域を支える各種団体等と連携を強化し、魅力ある事業展開を行う。はつらっクラブ岡崎（全 215 団体）等に対して PR 活動を実施する。

項目		計画
全地域	町内会に出向いての情報発信	年 4 回実施
全地域	運営懇談会の開催	年 2 回実施
全地域	はつらっクラブ（地域の老人クラブ）等への連携強化	年 4 回以上

ウ. 来館者の満足度向上を目指した運営

利用者が安心して来館できるよう、各種楽しみのあるイベントの開催やコミュニケーションの場を提供する。

項目		計画
高年者	【新規】健康増進器具（スカイウェルヘルストロン）の導入	2019 年 7 月まで
全地域	利用者イベントの開催	年 6 回以上
全地域	接遇向上に向けた外部研修の履修及び内部研修（施設間の視察含む。）の実施	年 6 回以上

2. デイサービスほほえみ（通所介護）

（1）事業の概要

要介護認定を持ち、日常生活を営むうえで何らかの支障があるために介護を要するかたや、要支援認定を持ち、積極的に介護予防に取り組む必要のあるかたに、日帰りで入浴・排せつ・食事等の介助や機能訓練等の支援を行い、高齢者が住み慣れた環境で、より自立した生活を継続できるようサポートする。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 （見込）	2019 年度 計画
高年者デイサービスほほえみ	85.5	85.3	82.9	88.0
中央デイサービスほほえみ	79.5	74.1	80.0	80.3
北部デイサービスほほえみ	85.8	82.8	84.0	86.7
南部デイサービスほほえみ	73.9	78.1	75.1	80.1
西部デイサービスほほえみ	72.8	76.2	75.3	83.1
東部デイサービスほほえみ	88.3	88.7	85.0	87.0

（3）利用計画に対する取り組み

月2回の居宅介護支援事業所の訪問時に利用者の心身の状況報告を行うと同時に、日常動作の自立支援を目的とした機能訓練を取り入れた取り組みをアピールし、新規契約者の確保につなげる。

入院などにより長期間にわたって利用見合わせになっている利用者については、病状の把握を行い復帰時期の見立てから利用枠確保の検討を適切に行う。また、現利用者においても家庭状況と利用者本人のADL（日常生活動作）の推移から今後の利用継続期間を見立てるなど、先を見据えた稼働率管理及び登録者数の確保を進める。

（4）重点取組事項

ア. 自立支援を軸としたサービス提供の実施

拠点ごとの利用者像・個別のニーズ・地域性の違い等を分析し、独自の選択制機能訓練やレクリエーション等を検討し実施を目指す。

項目	計画
機能訓練の充実（機能訓練加算Ⅱ及び栄養改善・口腔ケア）、計画書作成ソフト（ACE）の導入による加算算定の強化	随時
選択メニューの拡大	随時

イ．職員育成体制の確立

2018 年度実施の福祉サービス第三者評価における自己評価から得た『改善のポイント』を基本に、正規職員が主導し非正規職員とともに改善策を立て、実施することにより、非正規職員（臨時職員を含む。）の育成体制を整える。また、衛生委員会の腰痛対策チームと協働し、利用者と職員の双方にとって安全・安心なケアを実現する。

項目	計画
第三者評価の『改善のポイント』の実施	年 4 回以上
【新規】腰部サポートウェア（ラクニエ）の導入	随時

ウ．家族への支援の推進

要介護者の在宅生活を支える家族のかたに、社会参加をする要介護者の様子を見ていただいたり、在宅介護を担う他の家族と意見交換をして介護者の心情等を共有する場を設けることで、支援を行う。

項目	計画
家族参加型イベントの開催	年 2 回以上
家族の会の開催	年 1 回以上

エ．利用者の満足度の向上

利用にあたっての負担を減らす（持ち物の削減）ことにより、利用しやすい条件を整え、利用者満足度を上げる。また、他事業所への移行や利用中止、理由のはっきりしない当日キャンセルを防ぐため、その理由を分析し、ニーズを把握する。

項目	計画
【新規】入浴用タオルの貸与化	2019 年 4 月から
当日キャンセルの理由の分析、利用者ニーズの把握の強化	随時

オ．短期集中型通所サービス事業への対応

短期強化型通所サービス『ぼじていぶ』が 2019 年 10 月から短期集中型通所サービス事業に移行するにあたり、スムーズな事業移行が行えるように対応する。

項目	計画
【新規】短期集中型通所サービス事業への移行	2019 年 10 月

カ．業務効率化の促進

法改正に伴い煩雑になった事務作業の効率を上げる。介護報酬請求システムと並行して作成している種々の帳票を一元化して作成できるソフトを導入する。

項目	計画
【新規】システムの更新対応	2019 年秋頃

3. デイサービスほのぼの（認知症対応型通所介護）

（1）事業の概要

要介護認定又は要支援認定を持ち、合わせて認知症と判断されたかたを対象として、日常生活を営むうえでの支障を改善するために、日帰りで入浴・排せつ・食事等の介助や機能訓練等の支援を行い、高齢者が住み慣れた環境で、より安定した生活を継続できるようサポートする。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
高年者デイサービスほのぼの	60.2	55.0	54.9	60.0
中央デイサービスほのぼの	28.0	26.6	56.0	65.0
北部デイサービスほのぼの	71.3	78.5	73.0	75.8

（3）利用計画に対する取り組み

利用者が心穏やかに過ごし、かつ適度な運動により ADL（日常生活動作）を維持するよう取り組むことで、利用者のみならず、介護者・家族の満足度を上げる。安定した精神状態を維持することで、可能な限り在宅介護が継続できるようサポートし、稼働率の維持・向上につなげる。

月 2 回の居宅介護支援事業所への訪問を欠かさず実施し、利用者の心身の状況の変化について情報を提供すると同時に、他のサービス利用時の状況についての情報を収集し、提供サービスの個別化に取り組み、介護支援専門員と連携を深めることで新規契約者の確保につなげる。

入院などにより長期間にわたって利用見合わせになっている利用者については、病状の把握を行い復帰時期の見立てから利用枠確保の検討を適切に行う。また、現利用者においても家庭状況と利用者本人の ADL（日常生活動作）の推移から今後の利用継続期間を見立てるなど、先を見据えた稼働率管理及び登録者数の確保に努める。

（4）重点取組事項

ア. 心身の安定を軸としたサービス提供の実施

拠点ごとの利用者像・個別のニーズ・地域性の違い等を分析し、独自の選択制機能訓練やレクリエーション等を検討し実施を目指す。

項目	計画
選択メニューの拡大	随時

イ．職員育成体制の確立

2018年度にほほえみが実施した第三者評価の自己評価から得た『改善のポイント』を基本に正規職員が主導し、非正規職員とともに改善策を立て、実施することにより、非正規職員（臨時職員を含む。）の育成体制を整える。

項目	計画
第三者評価の『改善のポイント』の実施	年4回以上
認知症介護実践者研修の履修率向上	年3回

ウ．業務運用委員会の運営

地域密着型サービス事業者の質の確保をするため、運営評価を行い、適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議する、業務運用委員会を開催する。この委員会の委員には家族代表・地域住民代表・地域包括支援センター職員が含まれており、地域に開かれた施設としての取り組みをアピールする場として活用していく。

項目	計画
業務運用委員会の実施	年2回

エ．家族への支援の推進

認知症を有するかたの在宅生活を支える家族のかたに、在宅介護を担う他の家族と意見交換をして認知症への対応の困難さや工夫を共有する場を設けることで、支援を行う。

項目	計画
家族の会の開催	年1回以上

オ．利用者の満足度の向上

利用にあたっての負担を減らす（持ち物の削減）ことにより、利用しやすい条件を整え、利用者満足度を上げる。また、他事業所への移行や利用中止、理由のはっきりしない当日キャンセルを防ぐため、その理由を分析し、ニーズを把握する。

項目	計画
【新規】入浴用タオルの貸与化	2019年4月から
当日キャンセルの理由の分析、利用者のニーズの把握の強化	随時

カ．業務効率化の促進

法改正に伴い煩雑になった事務作業の効率を上げる。介護報酬請求システムと並行して作成している種々の帳票を一元化して作成できるソフトを導入する。

項目	計画
【新規】システムの更新対応	2019年秋頃

4. ヘルパーステーション岡福

(訪問介護、障がい居宅介護、障がい重度訪問介護、産前産後ホームヘルプサービス)

(1) 事業の概要

(訪問介護、障がい居宅介護、障がい重度訪問介護)

介護が必要なかたの自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活に関する相談・助言等の支援をする。

(産前産後ホームヘルプサービス)

妊娠中や出産後間もない時期に、体調がすぐれず、日中家族からの支援が受けられないかたを訪問し、家事や育児を援助する。

(2) 利用計画

延べ訪問時間数 (時間)

サービス区分 (種別)	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
ヘルパーステーション岡福 (高齢者)	9,206.25	7,946.25	9,323.00	9,850.00
ヘルパーステーション岡福 (障がい児・者)	3,164.50	3,343.50	3,400.00	3,490.00
ヘルパーステーション岡福 (産前産後ホームヘルプ)	668.00	1,360.00	971.00	1,020.00

(3) 利用計画に対する取り組み

ヘルパーの確保が難しい現状で利用者のニーズは増加している。ヘルパーの募集は随時行う。また、現在勤務している登録ヘルパーと話し合いながら勤務時間数を増やして利用者の要望に応じていく。

(4) 重点取組事項

ア. 登録ヘルパーの人材の育成

地域に信頼されるヘルパー派遣を行うため、乳幼児から高齢者、さらに重度心身障がい者や強度行動障がいの利用者にも幅広く対応できる人材を育成する。増加傾向にある精神疾患の利用者など様々なニーズに応じていく。

項目	計画
登録ヘルパーの研修会	月 1 回以上

イ．サービス提供責任者の人材育成

利用者やご家族、介護支援専門員からの依頼や相談、サービスの調整など重要な役割を担うサービス提供責任者の役割は重要であり、サービス提供責任者のスキルの向上を図る。

項目	計画
サービス提供責任者対象の研修会参加	年3回以上

ウ．日常生活支援総合事業の対応

現行の予防専門型訪問サービスが2019年10月から支援内容によって生活支援型訪問サービスに移行するにあたり、スムーズな事業の移行が行えるように地域包括支援センターや居宅介護支援事業所と調整を図る。

項目	計画
【新規】生活支援型訪問サービスへの移行	2019年10月

エ．業務効率化の促進

法改正に伴い煩雑になった事務作業の効率を上げる。介護報酬請求システムと並行して作成している種々の帳票を一元化して作成できるソフトを導入する。

項目	計画
【新規】システムの更新対応	2019年秋頃

5. 養護老人ホーム

(1) 事業の概要

65 歳以上で生活環境又は経済的な理由により自宅での生活が困難になり、岡崎市の措置により入所されたかたに、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及びその他の援助を行う。

(2) 利用計画

在籍者数各月計（人）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
養護老人ホーム入所	670	719	746	744

延べ利用日数（日）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
養護老人ホーム短期保護	1,008	754	717	717

(3) 利用計画に対する取り組み

措置事業である入所と岡崎市独自事業の短期保護は、営業活動が出来るものではないため、指定管理年度協定における基準人数をもとに岡崎市と適時協議していく。

(4) 重点取組事項

ア. 社会復帰に向けた支援の推進への取り組み

年々、入所者の職員への依存度が上昇している。また、身体機能の低下が自立への意欲を低下させる傾向が見受けられる。介護予防支援の充実を図るとともに、受動的活動を自発的活動へ促し、自立への意識向上を図る。

項目	計画
清掃ボランティアなどの地域貢献	年 6 回以上
買い物などの外出支援	年 8 回以上
調理教室の開催	年 6 回
個別検討会の開催	年 6 回
自発的活動支援	年 2 回

イ. 身体拘束廃止に係る取り組み

身体拘束廃止委員会を中心に、利用者の尊厳と主体性を尊重することができる職員を育成する。

項目	計画
身体拘束廃止委員会の開催	年 4 回
身体拘束廃止に係る研修の実施	新規採用職員：配属時 配属職員：年 2 回

<公益事業>

6. 居宅介護支援事業所

(1) 事業の概要

介護を必要とされるかたが自宅で適切にサービスを利用できるように、本人の心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿ってケアプランを作成したり、サービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う。

(2) 利用計画

ケアプラン作成件数（件）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
高年者居宅介護支援事業所	1,687	1,729	1,845	1,920
中央居宅介護支援事業所	1,589	1,612	1,620	1,632
北部居宅介護支援事業所	1,603	1,462	1,445	1,536
南部居宅介護支援事業所	1,477	1,562	1,511	1,632
西部居宅介護支援事業所	1,483	1,425	1,452	1,536
東部居宅介護支援事業所	1,387	1,585	1,602	1,632

予防ケアプラン受託件数（件）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画（※）
高年者居宅介護支援事業所	247	162	170	96
中央居宅介護支援事業所	340	341	345	96
北部居宅介護支援事業所	264	331	340	96
南部居宅介護支援事業所	315	215	213	96
西部居宅介護支援事業所	228	356	368	96
東部居宅介護支援事業所	283	247	192	96

※予防ケアプランは地域包括支援センターが中心となっており、居宅介護支援事業所では、地域包括支援センターでは担当できない要介護者のケアプランを主に担当していくこととする。

(3) 利用計画に対する取り組み

安定した収入を確保するため、ケアプラン作成数の把握における共通のチェックシートを使用し、統一的管理を行うことでプラン作成業務における業務進捗状況を把握し、ケアプラン作成件数を確保する。また、管理者による検討会を月1回実施する。

(4) 重点取組事項

ア. 特定事業所加算の算定

主任介護支援専門員を置く居宅介護支援事業所として、特定事業所加算の算定要件でもある地域の介護支援専門員の人材育成を行う。

項目	計画
実務研修の実習生受入	5月～7月
他法人が運営する居宅介護支援事業所と協働した事例検討会等の研修会の開催	各事業所で年1回以上

イ. 業務の効率化

パソコン・システムの更新にあたり、スムーズに移行を行うための準備、カスタマイズが必要な書式の検討、居宅職員全てが更新に適応し業務の効率化を図ることができるよう、管理者を中心としたプロジェクトチームで対応を行う。

項目	計画
【新規】システムの更新対応	2019年秋頃

7. 地域包括支援センター

(1) 事業の概要

地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するため、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施する。

(2) 利用計画

相談件数（件）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
高年者地域包括支援センター	8,507	9,624	10,714	11,000
ふじ地域包括支援センター	3,660	7,214	7,200	7,200
中央地域包括支援センター	6,696	8,548	8,500	8,500
北部地域包括支援センター	9,558	9,838	9,855	9,900
南部地域包括支援センター	7,995	8,087	7,200	7,500
西部地域包括支援センター	9,337	11,375	12,000	12,000
東部地域包括支援センター	6,001	9,645	10,523	11,400

(3) 利用計画に対する取り組み

地域包括支援センターに求められる「地域の特性を活かした地域包括支援ネットワークの構築」を進めるための目標を具体化し、計画的に実行していく管理体制を整える。キャリアに合わせた役割をもち、計画に対する過程を可視化しながら実行する。

(4) 重点取組事項

ア. 人材育成の推進

地域包括支援センター職員に求められる、介護保険等制度の理解や会議企画力など実践的なスキルを、客観的に評価するための指標を2か年計画で作成する。

項目	計画
指標の作成	2020 年 2 月まで

イ. 業務の質の向上

包括に配属されている三職種（社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員）の専門性を活かし、職種ごとに1か年以上で双方向の勉強会を企画・運営し、職員の資質向上を図る。

項目	計画
保健師による勉強会の開催	年1回以上

8. 要介護認定調査事業

(1) 事業の概要

保険者（市町村）から委託を受けて、保険者事務の一部である「要介護認定調査」を実施する。

(2) 利用計画

調査件数（件）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
要介護認定調査	588	650	860	948

(3) 利用計画に対する取り組み

収入を維持していくため、岡崎市の委託内容に沿い、市内の依頼を全て受託する。市外については、最大限の受託件数を確保できるように市内の件数と調整していく。

9. 法人後見事業

(1) 事業の概要

認知症や知的障がい・精神障がいなどで判断能力が十分でないかたの、預貯金などの管理や、福祉サービス利用に関する契約締結について、後見及び保佐、補助の業務を行い、権利保護の支援をする。

(2) 利用計画

契約者数各月計（人）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
法人後見事業	108	100	100	108

(3) 利用計画に対する取り組み

社会福祉法人の地域貢献の観点から必要な事業として、裁判所の審判に基づく後見業務を行う。受任件数が増加できるように、岡崎市成年後見センターや地域包括支援センターとの連携をしていく。

(4) 重点取組事項

ア. 地域で支える支援体制の構築

法人が行う役割を認識し、公正中立を担保する取り組みとして、業務運用委員会を開催する。

項目	計画
業務運用委員会	年1回以上

10. 福祉人材育成事業

(1) 事業の概要

高齢者支援及び障がい児・者に介護を提供する資格を得るための研修事業であり、福祉事業に携わる人材の育成や家族介護者のスキルアップを目的として、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級相当）を実施する。

(2) 利用計画

受講者数（人）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度 計画
介護職員初任者研修	19	12	8	20

(3) 利用計画に対する取り組み

地域貢献の推進と共に職員の確保、人材の育成を目的として介護職員初任者研修を１クール実施する。周知方法（新聞折り込み広告等）や範囲の再検討、キャッシュバック等の補助制度の検討をし、より多くのかたに周知できるようにしていく。

11. 年金者住宅ゆとりの里（住宅型有料老人ホーム）

（１）事業の概要

60 歳以上のかたを入居対象とし、安心とゆとりのある生活を維持していただけるよう安否確認、生活支援、健康相談等のサービスを提供する。

（２）利用計画

入居室数各月計（室）※全月満室=420

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 （見込）	2019 年度 計画
年金者住宅ゆとりの里	409	419	414	420

（３）利用計画に対する取り組み

定期的に医療機関への送迎や買物送迎を行う。また、隣接する高年者センター岡崎の看護師と緊急時に対応できるよう連携し、安心して生活が出来るようサービスを提供していく。老人クラブ、各老人福祉センター、地域包括支援センターを回りパンフレットの配付と説明を行い、入居希望者を募る。有料老人ホームの説明だけでなく、隣接する高年者センター岡崎の利用説明を合わせて行いアピールしていく。

（４）重点取組事項

ア．健康面、身体機能の支援の強化

定期体操を引き続き実施する。理学療法士のアドバイスを受けながら岡崎ごまんどく体操の要素を取り入れ、ゆっくり負荷をかけることで入居者の心身の健康の向上に努める。

項目	計画
定期体操	週 1 回以上
看護師相談	月 1 回以上
健康診断	年 2 回以上

イ．日常生活の支援の強化

オプションサービスの生活支援で質の高いサービスを実施することで、快適で安心して暮らせる環境を提供する。オプションサービスは急な体調不良や退院後に体調が回復していないかた、介護保険外で緊急に介助が必要なかたに対して支援を行う。また、行事に参加する機会を作り生活面の充実を図る。

項目	計画
オプションサービスの提供（服薬確認、掃除、洗濯、買物代行、配膳、身体的介助等）	随時
外出行事、ボランティア来訪、七夕会、クリスマス会などの交流会	月 1 回以上

Ⅲ 福祉の村

<社会福祉事業>

1. 希望の家（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）

（1）事業の概要

（就労移行支援）

就労を希望する18歳以上の障がいのあるかたに、生産活動や職場体験などの機会を提供して、必要な知識の習得や能力向上のための訓練、就労に関する相談や支援、就労後の職場定着のためのサポートなどを行う。

（就労定着支援）

就労移行支援等を利用して通常の事業所に雇用されたかたの就労の継続を図るため、企業や障がい福祉サービス、医療機関等と連携をとり、雇用により生じる問題に関する相談、指導及び助言を行う。

（就労継続支援B型）

一般就労が難しい18歳以上の主に知的障がいのあるかたに、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

（2）利用計画

稼働率（%）

サービス区分	2016年度	2017年度	2018年度 (見込)	2019年度 計画
希望の家就労移行支援	80.0	73.0	68.0	83.0
希望の家就労継続支援B型	112.0	101.0	101.0	101.0

就労定着支援件数（件）

サービス区分	2016年度	2017年度	2018年度 (見込)	2019年度 計画
希望の家就労移行支援	—	—	2	2

※主たる事業に付随する事業として就労移行支援のサービス区分に含める。

(3) 利用計画に対する取り組み

就労継続支援B型については定員を満たしているため、2019年度は、就労移行支援の強化を図る。今までの請負作業を中心とした支援内容から、個別ワークやグループディスカッションなど、自己理解、他者理解を深めることができるような内容に変更し、企業への見学や実習も積極的に行う。これらの支援内容の変更や、就労してからのフォローを行う就労定着支援があることなどについて、関係機関（相談支援事業所やハローワーク、病院等）への周知活動を行う。

(4) 重点取組事項

ア. 送迎の実施

利用者のかたからの希望が高く、現在利用しているかたの事業所離れと新規利用者の獲得を目的として、2018年度から試行的に開始している送迎を本格的に実施する。ルートの拡大を図ることで、送迎希望者を対象に拠点送迎を行いサービスの充実を図る。また、この機会に福祉の村の他の事業所との連携強化にも努める。

項目	計画
【新規】送迎サービス実施	5人以上

イ. 職員の資質向上

年度毎と長期での研修計画（≡人財育成計画）を作成し、研修を実施する。2019年度から利用対象者と支援内容を強化するため、支援者に求められる役割、知識、技術は今までよりもレベルの高いものが必要となる。特に力を入れて取り組みたい。

項目	計画
外部研修	年3回以上
内部研修	年3回以上
他事業所訪問	年3回以上

2. のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）

（1）事業の概要

（就労継続支援B型）

一般就労が難しい 18 歳以上の主に知的障がいのあるかたに、生産活動などの機会の提供、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

（生活介護）

18 歳以上の主に知的障がいのあるかたに、日常生活の支援や創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

（2）利用計画

稼働率（%）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 （見込）	2019 年度 計画
のぞみの家就労継続B型	114.0	112.5	108.2	114.3
のぞみの家生活介護	94.1	103.6	104.8	104.8

（3）利用計画に対する取り組み

利用者の主体性（作業意識、通所意識）を育てるため、皆勤賞や精勤賞、努力賞などの表彰をしたり、工賃の一部を現金で支給する。毎月、利用者ミーティングを行い、利用者が自ら考え、選択した活動内容を行う。通院や家の都合で休まれるかたにも、作業状況を話して半日でも通所できるように本人や保護者会を通じて説明する。個別支援計画の充実や保護者を含めた信頼関係の構築を図る。施設外就労を行い、一般企業の中で働く経験や高い工賃による充実感が得られるようにする。

（4）重点取組事項

ア. 送迎の実施

利用者のかたからの希望が高く、現在利用しているかたの事業所離れと新規利用者の獲得を目的として、2018 年度から試行的に開始している送迎を本格的に実施する。ルートの拡大を図ることで、送迎希望者を対象に拠点送迎を行いサービスの充実を図る。また、この機会に福祉の村の他の事業所との連携強化にも努める。

項目	計画
【新規】送迎サービス実施	10 人以上

イ．工賃向上、施設外就労の取組（就労継続支援 B 型）

工賃向上への取り組みを強化する。利用者への有効な支援として、施設外就労を充実させる。

項目	計画
年間工賃額	850 万円以上
施設外就労年間日数	220 日以上

ウ．利用者支援の充実のための研修参加、他事業所の見学の実施（生活介護）

職員研修、他事業所への見学を実施し、障がい者が持つ特性を理解し、それぞれの個性に合わせた利用者支援を充実させる。

項目	計画
外部研修参加	年 4 回以上
他事業所見学	年 3 回以上

3. そだちの家（生活介護）

（1）事業の概要

18 歳以上の主に知的障がいのあるかたに対して、食事・排泄等の介助、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、創作的活動・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

（2）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
そだちの家生活介護	95.2	91.4	89.3	92.0

（3）利用計画に対する取り組み

新規利用者の獲得に向け、特別支援学校への訪問（年 5 回以上）、相談支援事業所等と連携を積極的に行う。

セーフティネットの役割として強度行動障がいの利用者を安全に受け入れるために、安全にクールダウンできる場所として静養室を別棟に設置する。

季節行事など利用者が楽しめるイベントの企画や、長期欠席者に対し定期的に電話連絡や家庭訪問を実施して出席を促すことで稼働率の向上を図る。

（4）重点取組事項

ア．送迎の実施

利用者のかたからの希望が高く、現在利用しているかたの事業所離れと新規利用者の獲得を目的として、2018 年度から試行的に開始している送迎を本格的に実施する。ルートの拡大を図ることで、送迎希望者を対象に拠点送迎を行いサービスの充実を図る。また、この機会に福祉の村の他の事業所との連携強化にも努める。

項目	計画
【新規】送迎サービス実施	12 人以上

イ．支援に直結した効果的な研修の参加、施設訪問の実施

強度行動障がいの利用者を受け入れるために必要なスキルを身に付ける研修会への参加、活動プログラム活性化のために先進的な取り組みをしている外部事業所の訪問を実施する。

項目	計画
内部及び外部研修	年 13 回以上
外部施設訪問	年 3 回以上

ウ．事故防止対策取り組み強化

利用者が安心・安全に施設を利用できるよう、転倒などによるケガの防止、利用者による他の利用者への他害防止、また、利用者による職員への他害防止を強化していく。

項目	計画
事故防止のための検討会議	年 12 回以上

4. にじの家（生活介護、日中一時支援）

（１）事業の概要

（生活介護）

18歳以上の主に身体と知的に障がいのあるかたに、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活の支援、創作的活動・生産活動などの機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行う。

（日中一時支援）

小学生以上の主に身体障がいのあるかたに、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 （見込）	2019 年度 計画
にじの家生活介護	95.3	96.3	85.0	97.0
にじの家日中一時支援	25.5	30.6	30.6	36.0

（３）利用計画に対する取り組み

特別支援学校や盲学校への訪問を通して卒業生の進路の確認や実習・体験の勧誘を行い、当施設を知ってもらう機会を増やす。長期欠席者に対しては定期的に連絡を取り、利用を促すことで稼働率の向上を図る。また、看護師を多く配置することで、医療行為が必要な重度重複障がい者のセーフティネット機能を発揮できるようにする。

（４）重点取組事項

ア．職員の資質の向上

研修計画を作成し、計画的に外部施設の訪問を実施して、支援者としての役割、知識、技術を取り入れ、また、医療との連携や看護技術の適切な標準化を図り、サービスの質の向上を図る。

項目	計画
他生活介護事業所との連携	年２回以上
看護師会議	月１回以上
主治医及び嘱託医との連携	年１回以上

イ．職員の腰痛予防対策

安全に利用者を介助できるように腰痛発症原因の１つとなる重心のずれに着目した腰痛予防対策を図る。また、腰痛予防体操を継続することとあわせて新しい知識の取得も行う。

項目	計画
腰痛予防体操の実施	１日１回

ウ．リハビリを含めた個別支援の充実

利用者を中心とした各関係機関との連携を強化し、家庭と事業所との間で連続性のある個別支援を提供する。

項目	計画
施設間交流	年 2 回以上
サービス管理責任者による個別支援計画の 実施確認	年 6 回

5. みのりの家（短期入所、日中一時支援）

（１）事業の概要

（短期入所）

一時的にご家族によるお世話が受けられない障がいのあるかたに、短期間の宿泊ができる場を提供し入浴、排泄、食事などの援助をする。

（日中一時支援）

小学生以上の主に知的障がいのあるかたに、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図る。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
みのりの家短期入所	100.3	100.3	100.4	100.0
みのりの家日中一時支援	101.1	114.7	115.0	115.0

（３）利用計画に対する取り組み

（短期入所）

日程編成会議等で定員に対して空きが無いように調整する。キャンセルが発生した場合は電話連絡等で補充する。

（日中一時）

相談支援事業所等と連携し、平日 9 時～16 時の新規利用者を増やす。キャンセルが発生した場合は電話連絡等で補充する。

（４）重点取組事項

ア．事故防止の強化

利用者の行動特性について確認し、共通認識を持ち事故防止につなげる。

項目	計画
事故防止のための検討会議	年 12 回以上

イ．業務改善の推進

日々の業務の見直しにより効率化を図る。

項目	計画
業務改善提案件数	1 人 1 件以上

6. 友愛の家（地域活動支援センター）

（1）事業の概要

障がいのあるかたを対象に、教養や健康の維持向上のための各種講座、創作的活動や生産活動の機会、地域交流の場を提供する。

（2）利用計画

利用者数（人）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 （見込）	2019 年度 計画
友愛の家（来館者）	—	—	78,000	80,000
友愛の家（延べ講座利用者）	5,299	7,045	10,500	11,000

（3）利用計画に対する取り組み

前年度開催した講座を検証し、利用者や各種関係団体等の意見を反映させた各種講座を実施する。募集の際は情報が多くのかたにいきわたるようチラシを作成するとともに、市政だよりやホームページでの呼びかけ、関係団体等への PR を行い利用者の獲得を目指す。

（4）重点取組事項

ア. 友愛の家を知っていただくための PR 効果のあるイベント開催

障がい者はもとより、その支援者などと地域が一緒になれる機会を提供し、障がい者やその支援者と地域のかたが一緒に楽しめるイベント（友愛音楽会、障がい者スポーツ体験など）を実施する。障がい者についての理解や友愛の家についての理解を深める場とする。

項目	計画
新しく他団体と協力して行うイベント	年 5 回以上

イ. リラックスルーム機能の強化

精神障がい者を中心に社会参加の練習のために設けられたスペースの利用拡大を図る。（友愛図書ポップ作成、啓発を促すチラシの配布など）

項目	計画
日常プログラムの提供	年 3 回以上
広報による活用方法等の周知	年 10 回以上

ウ. 夜間帯の利用強化

日中の時間と比べると利用者が少ない 18 時以降の講座内容等を見直したり、定期的なイベントを実施する。（支援者 PC 講座、みんなの食堂、星見会など）

項目	計画
定期的に行う講座イベント等	年 5 回以上

7. 福祉の村相談支援事業所

(1) 事業の概要

障がいのあるかたやご家族・関係者からの相談、障がい福祉サービスの利用申請時の利用計画書の作成、サービス支給決定後の連絡調整等を行う。

(2) 利用計画

計画書作成件数（件）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
福祉の村相談支援	2,601	3,170	2,614	2,580

(3) 利用計画に対する取り組み

障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントがよりきめ細かく支援できるよう、サービス等利用計画の作成を行う。特に障がい児を対象とした新規の相談依頼が多いため、積極的に受け入れを行う。作成件数は1か月あたり、障がい者140件（計画30件、継続110件）、障がい児75件（計画25件、継続50件）を目標とする。

(4) 重点取組事項

ア. 相談支援の強化

障がい福祉サービスの紹介や調整、その他の相談（金銭管理・就職活動・対人関係など）、権利擁護などの支援を行う。地域に密着した支援を目指すとともに関係機関との連携を強化する。

項目	計画
サービス担当者会議の開催	月 45 件以上

8. こども発達支援センター

(児童発達支援センター、日中一時支援、保育所等訪問支援、相談支援)

(1) 事業の概要

(児童発達支援センター)

未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う。

(日中一時支援)

単独通所（わかば）を利用している児童の保護者のうち、両親共に平日常勤で勤務しているかたが仕事と療育利用の両立をしやすいするために、療育開始前後の時間帯に日中一時支援を提供する。

(保育所等訪問)

保育所や幼稚園等に在籍している障がいのある児童が、集団生活の中で安心して過ごせるように、保護者や訪問先の担当職員に専門的な助言や支援を行う。

(相談支援)

未就学の障がいのある児童やご家族・関係者からの相談、障がい福祉サービスの利用申請時の利用計画書の作成、サービス支給決定後の連絡調整等を行う。

(2) 利用計画

児童発達支援センター稼働率（％）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
支援センター児童発達支援	—	平日 101	平日 101	平日 101
		土曜 22	土曜 25	土曜 25

日中一時支援稼働率（％）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
支援センター児童発達支援	—	—	—	60

※主たる事業に付随する事業として児童発達支援センターのサービス区分に含める。

保育所等訪問件数（件）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
支援センター保育所等訪問	77	100	120	125

相談支援計画書作成件数（件）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
支援センター相談支援	924	937	836	850

（３）利用計画に対する取り組み

（児童発達支援センター）

前半期から親子通所の契約者数の確保（３歳児親子通所の受け入れ）と当日キャンセルによるメール配信等により利用促進を図る。また、土曜日に関しては単独通所の行事開催、保育後療育の回数増を検討、実施する。

（日中一時支援）

新規事業のため、単独通所利用の保護者に説明会を実施する。事業を利用される児童及びご家族が安心して利用できる環境を整える。

（保育所等訪問）

新規利用児については、可能な範囲で月２回の訪問支援を行う。親子通所・単独通所の移行児訪問の取り組みを早めに行い、契約から初回訪問までの期間をできるだけ短くするように努める。保育後療育の定員が限られているため、小集団で適応できている児童については、地域の保育園等での適応を円滑にするため、保育所等訪問支援への移行を勧めていく。

（相談支援）

2018 年度から、こども発達支援センターの一部となったため、主にこども発達支援センターを利用している未就学児を対象として相談業務を行っている。今後も、こども発達支援センターの児童発達支援及び保育所等訪問と密に連携し、ニーズに即した相談支援をタイミングよく行っていく。

（４）重点取組事項

ア．職員の資質向上

研修計画を作成し、法人内外の施設見学及び研修を実施することで知識、技術の向上を図る。

項目	計画
法人内研修 (施設内・福祉の村内・あずき)	1 人 1 回以上
法人外施設見学・研修 (こころん・ももっこ等)	年 5 回以上
【新規】単独・親子通所各ケース会議	毎月 2 回

イ．保育後療育「つばさ」の拡充

地域の保育園等に通っている児童が集団によりよく適応できるように、個々の発達課題に対して専門的な療育を提供する。ニーズの増加に伴い、定員・回数を増加する。

項目	計画
平日 10 グループ	実利用児 60 人以上
土曜日 4 グループ	実利用児 20 人以上

9. 放課後等デイサービスあずき

(1) 事業の概要

小学生から高校生までの障がいのあるかたを対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、創作的活動、作業活動等を通じて生活能力向上のための訓練を行う。

(2) 利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
放課後等デイサービスあずき	—	80.0	110.0	100.0

(3) 利用計画に対する取り組み

利用者の個々の特性に合った関わりを実施し、成長に繋がる支援に努める。また、保護者や担当の相談支援専門員への報告を常に心掛け、信頼される事業所となるよう努める。

(4) 重点取組事項

ア. サービスの質の向上

作業療法士、言語聴覚士等の専門職の意見を取り入れた療育活動の提供を行う。

項目	計画
専門職による支援計画の作成	各児 1 件

イ. 職員の資質向上

職員が外部研修に参加することにより、知識や技術の向上を図る。他事業所での実務研修を受け、自施設に活かせることを学び、支援に反映できるようにする。

項目	計画
外部、他事業所研修	常勤職員年 1 回以上

10. こども支援センターみどり（児童発達支援、放課後等デイサービス）

（１）事業の概要

（児童発達支援）

未就学の障がいのある児童に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う。

（放課後等デイサービス）

小学生から高校生までの障がいのあるかたを対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、創作的活動、作業活動等を通じて生活能力向上のための訓練を行う。

（２）利用計画

稼働率（％）

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 （見込）	2019 年度 計画
児童発達支援みどり	—	—	—	95.0
放課後等デイサービスみどり	—	—	—	95.0

（３）利用計画に対する取り組み

新規事業であるため、利用者ニーズに沿って安心して利用できる環境を整え、職員がニーズに対応できるように職員教育を積極的に取り組む。また、関係機関と連携し、福祉だけの視点だけではなく、医療・保育・教育などの視点も入れながらサービスの質が向上できるようにする。

（４）重点取組事項

ア．サービスの質の向上

関係機関が集まるサービス担当者会議に参加して、医療・保育・教育などの専門性を取り入れた個別支援計画を作成し、直接支援に活かせるようにする。

項目	計画
サービス担当者会議への参加	月 1 回以上

イ．職員の資質向上

職員が外部の児童発達支援や放課後等デイサービスの実務研修に参加することにより、療育のノウハウを学び、人材育成を図る。また、外部研修にも積極的に参加し、自施設に活かせることを学び、支援に反映できるようにする。

項目	計画
外部、他事業所研修	常勤職員年 1 回以上

<公益事業>

11. こども発達センター等管理事業

(1) 事業の概要

こども発達センターの総合受付業務として、利用案内、センター全体の支援・調整、託児室の運営、また、2019 年 2 月に開所した体育館棟の管理等を行う。

(2) 利用計画

託児室稼働率 (%)

サービス区分	2016 年度	2017 年度	2018 年度 (見込)	2019 年度 計画
こども発達センター支援業務	—	60.8	61.3	62.0

(3) 利用計画に対する取り組み

年度の後半になると、親子通所利用者のご兄弟の託児室利用が増加し、定員を超えてしまうこともあるが、午前の利用と午後の利用を分けて少しでも多くのかたが利用できるようにする。

また、体育館棟について、こども発達支援センター及び友愛の家で使用しない場合は、地域の障がい児・者や一般の方々に積極的な貸出を行う。

(4) 重点取組事項

ア. 受付職員の資質向上

より良いサービスを提供するため、接遇研修等の外部研修に参加し、接客サービス能力を向上させる。

項目	計画
外部研修への参加	全職員 1 回以上

